

平成24年第11回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成24年11月26日(月)午後2時00分

庁舎分館2階大会議室

2. 委員の現在数

18名

3. 出席委員

1番 大野木 奥 治	2番 茅 野 理
3番 根 本 勇	4番 田 口 重 幸
5番 森 正 昭	6番 印 南 宏
7番 三 須 清 一	8番 甲 斐 俊 光
9番 齊 藤 隆	10番 染 谷 智一郎
11番 新 堀 政 夫	12番 阿 曾 敏 夫
13番 渡 辺 陽一郎	14番 渡 邊 光 雄
15番 増 田 忠 夫	17番 須 藤 喜一郎
18番 小 池 良 雄	19番 高 田 勝 禧

4. 欠席委員

なし

5. 出席事務局職員

局 長	海老原 美 宣
次 長	飯 塚 豊
次長補佐	大 野 祐 信
農地係長	落 合 敦

6. 会議に付した議案等

審議事項

- 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農用地利用集積計画(案)の決定について
- 議案第3号 我孫子市農業振興地域整備計画の変更案について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第3号 農地の使用貸借権の解約通知について（農地法第18条第6項）

報告第4号 軽微な農地改良の届出について

報告第5号 農地法第5条の規定による許可について

議長 それでは開会に入ります。ただ今から平成 24 年第 11 回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 18 名の出席をいただいておりますので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 26 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を指名させていただきます。

19 番 高田勝禧委員

2 番 茅野理委員

よろしくお願いいたします。

次に、本日の書記には事務局職員の落合係長を指名いたします。

本日の議案につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 本日の議案について説明させていただきます前に、議案書の現況地目名の変更についてご説明させていただきたいと思っております。

10 月の総会では、一般田・畑に変更になりましたことを報告させていただきました。この変更について、会長から元の表記に戻らないか検討してくださいとのご指示を受けました。そのためシステム会社と協議を行ってまいりました。システム会社では課税システムとのホスト連携に不都合が発生しないかなど、幾つかの問題点を調査・検討を重ねていただきました。その結果、元のとおり田・畑に訂正できることになりましたことをご報告させていただきました。ご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

また、阿曾委員からのご指摘をいただきました議案書 10 ページ、本日の 10 ページになります。上から 3 行目、10 月の総会までは「農地法施行規則第 50 条の規定による転用届出書の申請については」となっていたものを、今回から「農地法第 5 条の規定による転用届出書の申請については」に変更いたしましたので報告させていただきます。

それでは、議案の説明をさせていただきます。議案書の目次をご覧いただきたいと思っております。1 ページになります。

本日ご審議いただく案件は、議案第 1 号から 3 号までの三つの議案です。議案第 1 号は「農地法第 5 条の規定による許可申請」で、申請件数は 1 件です。

続いて、議案第 2 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」。計画件数の内訳は、新規設定 4 件、継続設定が 5 件の合計 9 件となっております。

最後に、議案第 3 号は「我孫子市農業振興地域整備計画の変更案について」です。

以上で、議案説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 これより議案説明に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします

ます。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認めます。

これより議事に入ります。

それでは、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第1号について、第1調査会の小池調査会長より調査会での審議結果について報告をお願いします。

小池良雄調査会長 それでは、議案第1号について報告いたします。議案書は1ページ、議案資料は1ページから6ページになります。

転用目的は、駐車場経営を行うため所有権を取得し、駐車場整備を図ろうとするものです。申請地は都部地先の畑、申請面積は264m²です。農地区分は湖北台団地の南側、約50mに位置し、農家集落が連担する区域に隣接する農地であることから、第2種農地と判断しました。

申請地を確認し、内容を審議したところ、第1調査会では全員一致をもって許可相当が妥当との結論に至りました。ただし、雨水排水が農業排水路へ影響を与えることから、アスファルト部分及び駐車場全体を砂利敷きとすることを許可条件とすることで意見一致となりましたことを併せて報告いたします。

報告は以上のとおりです。

議長 第1調査会長の報告は許可相当とのことでした。雨水排水に伴う許可条件については、農地法の解釈を確認したいと思います。

事務局、農地法の解釈について説明をしてください。

事務局 農地法に伴う許可条件につきましては、許可要件に違反する可能性がある場合のみ提示することができとなっております。許可要件に反する場合は、一般的な問題ではなく、具体的に違反する場合を指します。例えば大規模開発で既存の水路で対応できない場合、また、汚染物質を水路へ排水する可能性が高いなどです。

また、当該水路は、治水課に確認したところ、市、我孫子市管理の水路であり、土地改良区の意見書が添付されていることから問題ないということでした。

以上でございます。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

高田勝禧委員 はい。

議長 高田委員。

高田勝禧委員 発言する前に一度休憩でちょっと。

議長 はい。

高田勝禧委員 細かいこと。休憩をお願いしたい。

議長 それでは休憩といたします。

(暫時休憩)

議長 それでは再開します。再開します。この件について、そのほかご意見ある方。ありませんか。

染谷委員。

染谷智一郎委員 これだけ問題あるとね、ちょっとやっぱりもう少し、単に調査会の報告じゃなくて、継続にしたほうがいい。今まで、今の休憩時間に出た意見をかんがみてね。

議長 そのほか意見ございませんか。

事務局 資料、配付するものありますか。じゃ皆さんに資料。

(発言あり) じゃ休憩したらどうか。

議長 じゃあ休憩します。

(暫時休憩)

議長 再開します。事務局がこの問題について問い合わせたところ、資料といたしますか、県といたしますか、県のほうから聞いておるそうです。これを発表させていただきます。

どうぞ。

事務局 実は調査会、金曜にありまして、付帯条件、許可条件ですか、許可条件を付けるということで意見が一致したんですけども、これについて大丈夫かなあとちょっと不安になったんですよ。で、県にちょっと確認しました。その項目を4点ほど発表させていただきますと思います。

まず1点目。過去からの違反転用案件であることを理由に許可申請者の受領は拒めない。2点目。許可、不許可は3条、4条、5条の各条文の許可要件に基づき、判断する。違反転用のみを理由に不許可にできない。許可申請の審査の際には、違反転用と切り離して審査しなければならない。3点目。条件を付す場合、各条文の要件に違反する可能性がある場合についてのみ許可条件として提示できる。要件に反する可能性がある場合とは、一般的な問題ではなく、具体的に違反する場合を指す。大規模開発で既存の水路では対応できない、汚染物質を近隣農地・水路に排出する可能性が高いなどです。4点目。これは我孫子市の治水課ですけども、県から3点、市から1点ですね。該当水路は治水課に確認したところ、市管理の水路であり、当該物件について問題はない。また、改良区の意見書が付されていることから問題ないという見解ですということです。

以上です。

議長 ただ今の意見を受けて何か。

阿曾敏夫委員 はい。

議長 阿曾委員。

阿曾敏夫委員 農地等転用関係事務処理要領の制定という条文の中に、農地法5条の許可申請手続きのところにありますけどね、(5)で農業委員会の処理として農業委員会は都道府県知事あての申請書の提出があったとき、申請書の記載事項等につき検討して、様式第4号による意見書を作成し、これを申請書に添付して都道府県知事に送付しなければならないという。丸かっことで、農業委員会は意見書の写しを保管するという。「なお」というところに、なおと言うと意見決定の際、特に問題として当人または質疑を行われた事項があった場合には、関係議事録の写しを意見書に添付するものとするという。これだけ意見があったんだからね、やはり議事録添付して、県の審査仰ぐのも一つの方法じゃない

ですか。県がどうのこうのということじゃなく、総会でやはりこれだけの意見が出たということですね、議事録の写しを意見書に添付するものとするというんだから、これ総会の議事録がね、必要になると思います。事務局の問い合わせじゃなくて、総会の議事録が県としても決定のポイントになるんじゃないかなということ、私、調べてきたんだけどね。

議長 ただ今、阿曾さんの意見について、どなたか意見ありますか。
ございませんか。

事務局 休憩をお願いします。休憩。

議長 それでは休憩といたします。

(暫時休憩)

議長 それでは再開します。

これより議案第1号「農地法第5条の許可申請について」を継続とすることに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数と認め、継続と決定いたします。

次に、議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(案)の適否についての判断を求められています。

議案第2号について、小池調査会長より調査結果について報告をお願いします。

小池良雄調査会長 それでは、議案第2号について調査結果を報告いたします。議案書は2ページから5ページ、議案資料は7ページから13ページになります。

議案第2号は、農用地利用集積計画に伴う賃借権の設定です。

整理番号1番と4番までが新規の設定、整理番号5番から9番までが継続による再設定となります。調査会では、権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定すべきものとの結論に至りました。

今回の計画案は、設定を受ける者が6名1団体、集積地16筆で、集積面積が3万3,056m²となっております。また賃借料は、整理番号1が10アール当たり一等米120kg、整理番号2が10アール当たり一等米90kg、整理番号3及び4が10アール当たり2万円、

整理番号5、6及び8が10アール当たり一等米90kg、整理番号7及び9が10アール当たり一等米60kgとされています。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認めます。

これより議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」採決をします。調査会報告は「決定相当」ということでした。決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号については原案どおり決定することにいたしました。

小池調査会長は自席にお戻りください。

それでは休憩に入ります。

(暫時休憩)

議長 それでは再開します。

議案第3号「我孫子市農業振興地域整備計画の変更案について」を議題にします。本案件は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、農業振興地域整備計画の変更案についての意見を求められています。

議案第3号について、農政課長より「農業振興地域整備計画の変更案」について説明をお願いいたします。

農政課長 貴重な時間いただきましてありがとうございます。本件は前回も下説明をさせていただいた続きになりますけれども、法に基づく意見をいただくということで、今日は議案として出させていただきます。座って説明させていただきます。

それでは、ご説明する前に配付した資料のご確認をお願いしたいと思います。まず議案としてお送りしているものはお手元にあるかと思いますが、我孫子市農業振興地域整備計画変更案ですね。それから本日、これから県と下協議の作業をしていく上で添付していく資料になるわけですが、この資料を説明用の資料としてお手元にお配りさせていただいております。一つ目の図面は農用地除外・編入の分布図ですね。色の付いたA3の図面です。それから、我孫子市農業振興地域整備計画変更理由書のつづり。留めてある、何枚かにわたる資料でございますけれども、その2種類ですが、お手元、皆さん、渡っているでしょうか。大丈夫ですか。なかったらお申し出ください。

それでは、計画の変更案につきまして改めてご説明をさせていただきます。

なお、このたび議案として意見を求めさせていただく趣旨ですが、今、会長から説明がございましたように、農振計画を策定、若しくは変更する際は、農振法の施行規則があるんですけど、その3条におきまして農業委員会の意見を聞くということが規定されております。併せて、変更等行う場合については、農協さんと、それから関連する土地改良区さんの意見をいただくということになっております。

農振計画そのものですが、もともと昭和49年に策定されまして、そのあと平成10年に1回変更されているんですけど、今回大きく見れば2回目になります。部分的な除外だとか随時変更とかの作業は何回かやってきていますけども、全体になるということでは改めて2回目ということになります。

それで、通常、前もお話ししたことがあると思いますけども、5年ごとに行う基礎調査、この基礎調査を基にして経済情勢の変動だとか地域の事情の変化だとか、そういったものに伴って計画変更が必要になればその手続きを行うというのが基本なんですけども、併せて、平成11年に農振法が改正されていまして、その農振法の改正の中では農振計画に定めるべき事項というのが規定されているんですけども、それがもう平成10年の当時とは変わってきているんですね。その変わっている内容に従って早急に見直しをしなければいけないということで、ずっと引きずってきておりました。この間、従前こちら農業委員会の手続きも経て、県と協議を進めてきた経過につきましてはもう皆さんご案内のとおりだと思いますけども、その作業、県との協議が不調に終わりました、改めてこの見直し作業を行ってきたという流れでございます。

それで、中身については先般もお話をさせていただきましたし、また骨格については平成21年に意見をいただいた、了承いただいたものがベースになっていますので、特に突っ込んだご説明は不要のかなというふうに思います。また、ポイントについても前回ご説明させていただいたので、今日は県に提出する資料などを基にしながら説明をさせていただきますというふうに思います。また、中身については先般、高田委員さんのほうからご提案ありました南部工区の管水路の整備、こちらについては手賀沼土地改良区さんとも協議させていただいて、それを盛り込んだものになっております。

では今回の除外と編入、これがポイントですから、これについて改めてご説明をさせていただきます。図面を見ると小さいので申し訳ないですけども、これ正式には大きな図面で作りに上げることになります。模造紙大の大きなものにつくり上げていくということになります。

今回、農用地区域を設定するのはこの黄色いゾーン、A1の北新田につきましては従前のおりそのまま農用地区域に設定すると。

A2の我孫子地区につきましても、同様、従前のおりで設定をしていくということ。

それからA3の地区ですけども、北郷の排水機場、布湖排水機場と言っていますけども、この機場用地を除外をすることになります。ちょうど利根川への水路の出口のところですね。北郷の排水機場の整備はもう既に終わっているんですけども、この処理が平成21年の時にも処理案件として扱っていたもんですから、もうその時に終わってればそれで終わっているんですけど、今回の全体計画の中で改めてそれを除外するという手続きをします。

それから、左のほうで根戸新田のところですね。Bの1。ここにつきましては今、〇〇さんのところで芋掘り体験農園をやっていますけども、そこの観光農園。ここで幼稚園の方々とかいろいろと来園される方用の駐車場の部分を除外するというので、1件。個別の除外案件として盛り込んでおります。

それから、除外のところでは右のほう、右のというかB4地区、都市計画道路というふうに、小さい字で申し訳ないんですけども書いているところです。ここは大作新田のところですね。そこのところの都市計画道路の用地買収が終わっているところについて除外をするという案件になっています。除外についてはこの3件。

それから、編入を今回はやりますということで、市民農園の整備というところで日秀新田、旧養豚場の跡地のところですけども、ここについては前は養豚場で白地が真ん中にあっただけですね。一般の調整区域の白地のところ。ここの白地の部分の駐車場と施設用地にしている、ハタザオ式に設定している部分がありますけど、そこを除く農地にしちゃった部分については今後も農地として使っていくことになりますので、そこについては農用地区域内に編入をして、農地として位置づけるということにしています。これは県と補助金をもらうときから、それは協議をしてきたところですよ。

ここの除外と編入には直接かかわらないんですけども、市民農園のこの日秀新田のところでは、両脇、北側と南側に農業施設用地として設定したところがあるんですね。それは養豚場の前計画者が従前の白地の部分だけじゃなく、もうちょっと拡張して、〇〇さんのところの用地を取得をされて、それで農業施設用地として一体として1ヘクタールの土地につくり上げた、その経緯がありまして、その農業施設用地の部分については現地ご案内のとおり市民農園の農地として使うようにしていますから、これも用途区分の変更、農業用施設用地から農地に変更する手続きを行います。これについては県との協議案件じゃないんですね。軽微変更に当たりますので、市長の裁量だけでできますから、あえてここの除外編入分布図には載せていません。

外観で見ますとこの除外・編入分布図ということで、今回の農振変更の核となる部分はこういうことになりますということで見ていただきたいと思います。

次に、お手元にお配りしている、留めてある資料ですね。これをご覧ください。

この様式で県との協議をこれから行うんですけども、農用地利用計画の変更概要という

ことで、大きく表になっています。これは昭和 49 年の当初計画策定時から、途中、平成 10 年の全体見直し、それで今回の変更ということで、それぞれ農用地だとか農業用施設用地だとか、その他、農業振興地域整備計画などで白地全般をここでは扱った表になりますけども、山林や原野だ、そのほかの土地についても盛り込まれた数字で書かれています。これは固定資産台帳だとかを基にしてつくられた表ですけども、今回の変更についてはその下のところ、3、農用地区域の地目別変更内容というところが数字の移動等の資料になります。ここで編入の部分は畑について 0.33 ヘクタール、除外については田んぼが 0.5、畑が 0.14、合計で 0.64 ヘクタール。それから用途変更。先ほどお話ししました農業用施設用地を農地に戻すというところが 0.53 ヘクタールということになります。あと面積修正が若干ありまして、これは除外とか編入とかではない面積修正ということで、1.90 ヘクタールという内訳になります。

それで次のページですけども、その理由ということで、面積修正の部分。これは相島の土地改良事業で換地処分が行われたことに伴ってと言いますかね。前は仮換地の状態で平成 10 年の頃は数値を上げていたと思いますけども、それが精査した後の修正面積で上げられています。編入につきましては、今お話しした養豚場の跡地の処理ということになります。それから減少のところでも、同じく面積修正のところの減少分は相島地区の土地改良事業の換地処分後の精査と。それから、公共公益事業用地としては県道用地 0.5、排水機場用地 0.10 ということで、ヘクタール単位でこれ書くんですけども、0.60 ということになります。あと体験農園の 0.04 ですね。合計で 3.64 ヘクタールということです。あと用途区分の変更は農業用施設用地から農地へということで、1 件、0.53 ヘクタールということになります。これが総括表的なものになります。

それから、お手元にインデックスで 1、2、3、4 と打ってあるものをちょっと見ていただきたいと思います。

まず 1 ですけども、これは布湖の排水機場の除外部分です。これは土地の表示もされていまして、江蔵地の割地ですね。この二筆が対象になります。事業計画等についてはご案内のとおり機場ですから、そのまま農振法上のいろんな 5 要件についても問題なく扱われて、除外をするということになります。県とも当然ながら協議済みでございます。場所についてはお手元の図面を見ていただければいいかなというふうに思いますので、ご確認をください。

それから、インデックスの 2 ですね。これは都市計画道路用地の拡幅分ですね。地番については別紙のとおりということで一覧を付けております。川前のところですね。このところが対象になります。5,034 平米と。これについても県の道路事業でございますので、農振法の 5 要件等が何の問題もなく処理されるということになります。特に道路事業につきましては、元から道路というのは農振農用地区域に設定すべき土地には当たらないとい

うことになっていきますので、それはタイミングを見て除外の手続きをしていくというルールになっております。これも当然協議済みでございます。位置等につきましては図面等でご覧いただきたいと思います。

それからインデックスの3です。これにつきましては根戸の〇〇さんが事業計画主でございますけれども、根戸字花和下の 1352-5、388m²の畑ですけれども、ここを駐車場地、除外するということになります。場所については芋掘りで体験農園をやってらっしゃる場所の角のところで、横の図面を見ていただきたいというふうに思いますけれども、これは個別の除外案件ですので農振法の5要件について審査をして、問題ないということが確認される必要があるということです。これにつきましては、この芋掘り農園の隣接地ですので、ここを除外とすることは適切だというふうに判断をしまして、農用地の集団化等に問題はないかというところでは、縁辺部でありますので特に支障ないということですね。それから、規模についても必要最小限の面積というふうに判断されますので、これも問題がないと。それから、担い手の農用地の利用集積において問題がないかというところでも、この地域はご案内のとおり、なかなか担い手という農家の方がいらっしゃらない中で、特に縁辺部のところでもありますし、支障がないということでございます。それから、土地改良事業の受益地だといろいろと制約がかかるんですけども、ここは今までいろんなお話で出てきた手賀沼干拓土地改良事業の受益地にもなってないということですね。手賀沼干拓土地改良事業というのは手賀沼沿いの水田部分が基本的に受益地になっていきますけれども、この畑の部分については受益地になってない。こうしたことなどを確認しまして、除外は適切だというふうに判断をしまして、また、除外後の農地法の扱いについても2種農地相当だろうというふうに判断されますので、それも問題ないということですね。この件につきましても県農地課とは既に下打ち合わせをさせていただいて、ご了解を得ているところでございます。

それから、インデックスの4ですね。これは農用地区域の編入のところですね。日秀新田字宮下の69と70-1、この二筆、3,318m²が編入の対象というふうになります。図面で見ただけだと分かると思いますが、色塗りをしてある図面をちょっとご確認ください。赤いところを今回、事業計画、編入対象というふうにします。それから、先ほどお話しした用途区分の変更というところでは、青いところが今、農業施設用地になっていますから、これを農地に戻すということになります。駐車場はこの赤のところを対象として見ております。この二筆について新たに農用地区域を編入していくということになります。

以上、除外と編入については4件になります。

ちなみに、編入は下ヶ戸だとか古戸だとか中峠や新木、日秀、それから都部新田等々、一応検討対象だということで県とも調整してまいりましたけれども、ここについては今回農地課との関係で言えば編入していかないということでご理解を得たというふうに思いまし

たので、この計画変更には盛り込まないことにしました。計画変更の主な中身についてはそのようなこととなります。

それから、今後のスケジュールについてご説明をさせていただきます。

今日、農業委員会の総会でご意見をいただきたいと思いますが、既に土地改良区さんと農協さんからは意見書をいただいております。農振協議会を今度の 28 日にやると。そこでまたご意見をいただくという手続きを踏みます。それで 30 日付け、今月末付けで県に下協議書というのを出します。下協議書を出すと 12 月に県のほうに一度呼ばれまして、その下協議の中身について説明しろと言われてます。それで 12 月の多分 21 日に設定されると思いますけども、そこに出向いてご説明をすると。そのときに県の農地課がこれの手続きの窓口ですけども、そのほかの耕地課だとか農業の政策課だとか、いろいろと所管、10 課ほど、県の農林部にありますけども、そのところから質問されたり、ここはこうだあだというふうなやり取りがされます。そこで場合によっては一部ちょっと手直ししたり言い回しを変えたりとかということも出てくるかと思いますが、そうした手続きを経て、次は事前協議書というのを提出するタイミングがあります。その下協議で調整されたものを事前協議として 1 月末に出します。そうすると、今度県が現地調査等に改めて出向いてくるということも必要に応じて行われます。その上で特に問題がないとされたら、最後、3 月末に県に土地利用対策連絡会というその審査機関があるんですけども、その審査機関にかけられて、同意をもらおうと。その同意を得ると今度県知事が同意しますという回答を我孫子市あてにしてくれるんですけども、その同意書をいただいた後に、今度是我孫子市は 30 日間の縦覧手続きに入ります。その 30 日の縦覧期間の中で関係権利者は異議の申し出等が行えるという、そういう機会が与えられるんですけども、そうした縦覧期間の手続きを行ったあとで特に問題がないといえ、最終的に農振法に基づく本協議というのを県知事あてに出すと。これが早くても多分 5 月の終わりか 6 月の頭かなというふうに思います。それで、県の最終的な同意書をもらって、我孫子市長が公告の手続きをして、計画変更手続完了という流れになっていきます。この先そういう意味ではまだ幾つか手続き踏んでいかなきゃいけないんですけども、そのような流れになっていきます。今回県との関係で言えば大きな争点みたいなどころはないので、順調にいくだろうなというふうに思いますけども、この手続きを行ったあと、先に進めていきたいというふうに思います。

説明としては以上で終わらせていただきます。この県との協議に入るに当たりまして、この変更案、微調整あるかと思いますが、これは基本的にご了承いただきますようお願いしたいと思います。手続きに重大な除外や編入に係る見直しだとかがない限りは、その市の裁量の範囲内で作業は進められていきます。その上で最終的には皆さんにまたご報告させていただきたいというふうに思いますので、ご了承お願いいたします。

以上です。ご意見、ご質問等ありましたらよろしく申し上げます。

議長 ご苦労さまでした。

これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある方は挙手を願います。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 4番の農用地利用計画の変更に係る説明資料というところで、養豚場のところがありますよね。久遠苑の下。そこに事業の概要ということで、もともと養豚場きゅう舎施設用地として白地だった部分について、市で市民農園を整備したことにより、道路と駐車場を除いた部分について農用地に編入するということは、従前の農道そのものは農振の区域だったと思いますけど、この道路を除いたというのはどこからどこまで。

農政課長 敷地延長部分ですね。

阿曾敏夫委員 じゃ東側の道路全部じゃないですね。

農政課長 あ、はい。

阿曾敏夫委員 この敷地の脇だけということ。

農政課長 はい、はい。市民農園用地にしたのはこの養豚場のところの1ヘクタールだけです。この1ヘクタールの中のうち、この今、現地にある駐車場と、それからハタザオ的に道路につながっている、市道につながっているその部分をこの編入対象からは外して、畑で使っている農地部分だけ編入しましょうと。

阿曾敏夫委員 ここなの。

農政課長 はい。ということですね。

阿曾敏夫委員 じゃこの辺の下から入ってくる進入路は農振地域だということだね。

農政課長 そうですね。厳密に言うと、ほかのところは組み込んでいるところもあるようなんですけど、うちの農振計画では農道だとか農業用排水路だとかというのは農用地区域に設定してないんですよ。要は別に設定しても設定しなくてもその機能に変わらないので、我孫子市の農振計画の中では農用地区域に設定する農地を一筆管理としてここに記

載をしています。農振計画の中では計画書の末尾に一筆ごとに農地を、どこどこの何番地、何番地という一覧を最終的には付けることになるんですけども、その処理をすると。

阿曾敏夫委員 せっかく市民農園作ったんだから、あの東側の道路、少なくとも市民農園の敷地までは都市計画道路とか、ちゃんとした農振の用地から外しておいたほうが将来のためには。ただぼんとね、ここだけ道路そのものがやっぱり整備というかたちで。農振というね、何かと、いろいろと将来。せっかくこの際見直すんだったらね、これが都市計画道路というか、市民農園として活用するのに農振農用地の道路じゃなくて、もっとできるような整備の方法もあるんでしょう、すれば。農道と違う。

農政課長 はい。いずれにしてもね、道路部分は農地の概念から外してありますので、農振の農用地区域の設定だ、除外だということからは考え方としても外れている扱いになっています。

阿曾敏夫委員 分かりました。

議長 そのほかございませんか。

渡邊委員。

渡邊光雄委員 国との関係は全然ないんですか。

農政課長 はい。国との関係は全然ないです。

渡邊光雄委員 あ、そうですか。

農政課長 はい。全部この同意するかしないかの協議は県知事の権限です。

渡邊光雄委員 そうですか。分かりました。

議長 ご意見ありませんか。

(なし)

大変長い間説明ありがとうございました。それでは意見がないものと認めます。

農政課の皆さんご苦労様でした。説明を終わらせていただきます。退室をお願いします。

(農政課職員、退室)

議長 それでは、これより議案第3号「我孫子市農業振興地域整備計画の変更案について」採決しますが、その前に意見ありませんか。なければ採決に入りますが。

(なし)

それでは変更案について採決します。承認することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号については原案どおり承認することにいたします。

以上で、審議案件については終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは、報告事項について説明させていただきます。

初めに、報告第1号と2号について説明させていただきます。議案書は7ページから11ページになります。この報告は市街化区域における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

報告第1号は農地法第4条に係る転用の届出で、5件受理しました。用途は住宅5件となっております。

報告第2号は農地法第5条に係る転用の届出で、4件受理しました。用途は住宅3件、農地造成1件となっております。

続きまして、報告第3号「農地の使用貸借権の解約通知について」は、議案書12ページの1件です。こちらは農地法施行規則第68条第1項の規定による解約通知があったので報告いたします。内容については、平成22年10月25日農地法第3条による貸借権を設定しましたが、双方合意の下、平成24年11月5日に解約したものです。

続きまして、報告第4号「軽微な農地改良の届出について」は議案書13ページの1件です。申請地は高野山新田地先の畑250mを自己所有地から発生した土で盛り土の高さ50センチメートル埋め立てするものです。埋め立て後は畑として野菜の作付けを行う予定です。

続きまして、報告第5号「農地法第5条による許可について」は議案書14ページの3件です。こちらは平成24年10月29日付けで千葉県農業会議に諮問し、同年11月14日付けで同会議より決定相当の通知がありましたので、我孫子市農業委員会会長専決規定第3条に基づき、報告するものです。

以上でございます。

議長 以上、事務局から報告第1号から第5号までを報告させていただきました。

ただ今の報告に対してご意見がありましたら挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認めます。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

委員さん方、何かご意見ありますか。

渡辺陽一郎委員 はい。

議長 渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 私どものところに、農業委員として先日、中峠と古戸の間にあるチップのところから煙が出ているということです。あそこはチップの仮置き場になっているはずなので、そのことについて。要するにあのまま、配られればよかったんですけど、工場との関係でもう配られないという状態、そのままの状態になっちゃっています。あそこだと自然発火による火災等があった場合、水も何もないわけですから、そのことに関して行政側としてどういうふうに対処していくのか、今後どうすべきなのかということをお農業委員として意見を求められましたので、行政のほうで確認をとっていただきたいということで先日連絡をいたしました。その報告をお願いしたいんです。

議長 事務局。

事務局 渡辺委員のご連絡受けまして、クリーンセンターに確認しました。クリーンセンターでは煙が出ていると認識しております。それで寒い時期ですから余計出ます。その中で、周りに側溝を掘って水を常時満タンにしている、被害防除は考えていますということです。それともう1点は、5時、職員が帰る前に必ず見回りをする。翌朝職員が来たとき必ず見回りして、異状がないかどうかを確認するということです。その2点を確認させていただきました。

議長 以上で。

渡辺陽一郎委員 それだけで。いや、5時に帰ったあと、来るのが朝8時、9時ですよ。その間は何の処置もないということですか。

事務局 今のところはないです。

渡辺陽一郎委員 以前あそこは確か火が上がって、まあそのときにはチップのほうからの自然発火ではなくて不審火だったんですけども、あのチップは山火事をやっているんですよ。結局古戸と中峠の間の、あの山林とも言えないような時期ではあるけども、かなり木があるもんですから、その辺のところでやっぱりちょっと考慮していただかないと。あそこにいつまでも置いていると、それこそ中峠も古戸も反対意見で何とかしろということになってしまうんで、もう少し具体的にあと何年置くとかということをしてできれば添えていただけると。

事務局 何であんなにたまっちゃったかという、その枝木、草木という放射性物質は燃やせないということで、拡張しておいてやっていますね。あそこめいっぱい拡張して5,000トン以上あるんですけども。それで、問題はあそこがどんどんどんどんたまっていっちゃうと、自然発火みたいなことになっちゃう。いかにして減らすかということだと思うんですよ。今、ひところよりは大分下がって2,000台、2,000ベクレルぐらいになったので、今後、様子を見ながら今積んであるやつを燃やしていく、量を減らしていくというようなことを考えています。減らしていかないことにはどうしようもない。

渡辺陽一郎委員 では、今あるものは今後焼却処分にする方向にあると、そういうことですね。

事務局 まあそうです。少しずつ。

渡辺陽一郎委員 少しずつ。分かりました。はい。

阿曾敏夫委員 焼却しているときね、それがくさいと言いますか、近所の人くさいと言うんだよ。あの土はすごいぞなんて言われちゃうんだけど。だからその辺のところもね。

阿曾敏夫委員 考えておいてください。くさくてたまらないよ。

(発言あり) あそこ高さ制限はしているんですか。高さ制限。

事務局 もちろんそれはありますので。

事務局 そうですね。はい。それは承知していますので。

(発言あり) 何メートルの許容範囲。

(話が交錯する)

高田勝禱委員 はい、質問が。

議長 高田さん。

高田勝禱委員 都部調査会の人もちよっと耕作放棄地を見たときに、江蔵地の地先の地図、パトロールの地図があって、④のところの先に土地改良区の管理地区ということで土が、残土が上がっているっていう。上がっていた。だんだん高くなったなというような問題が出てきているんで、改良区に確認しまして、恐らく月曜の、今日の午前中に管理課のほうから、こっちのほうから、農業委員会から電話入りましたか。

事務局 入りました。はい。

高田勝禱委員 そのことについてあそこに入る人たちに、あれは布湖の灌水排水路をさらって、それを仮置き場で。そうするとドロドロしたやつだから、ちょっと持っていけないから、江蔵地の共有地を借りて、それで仮置いて、乾いたら別のところへ運ぶような。要するに置き場。それがその大きな理由というのは、新木団地のところに、どうしてもあそここのところはこう配の関係でたまって、それが新木の自治会のほうからくさくさくしょうがないとどんどんクレームが出るとか。だから常にあそこをさらって。だから持って行っている状態だから、違反転用か何か分からないですけど、上がったたり下がったり、土の量の変化はあるということでした。

議長 今の案件は第1調査会の農地パトロール時にその場所を見て、いろんな意見を、高田さんが問い合わせしたものです。

議長 そのほか何かございますか。

(なし)

なければ事務局ございますか。

はい、どうぞ。

事務局 忘年会のお知らせなんですけども、お手元に配付いたしました忘年会ということで、25日火曜日。場所は、はなぜんという我孫子の北口の駅前になります。この出席につきましては調査会ごとに取りまとめておりますので、12月の14日までに調査会長までご連絡をお願いいたします。

それと、カレンダーと手帳の配付についてということで、来年度のものを用意しましたので受領をお願いいたします。

以上です。

議長 それではこれにて閉会といたします。ご苦労さまでした。